

(公財)山梨県農業振興公社改革プランの実施状況
(経営健全化方針に基づく取組状況)

令和 7 年 2 月

1 令和5年度（公財）山梨県農業振興公社の決算について

（1）収益の状況

経常収益は、受託事業収益や農地中間管理用地貸付等の増加により、前年度と比較して事業収益が増加し、それに伴い経常費用の事業費も増加したが、当期経常増減額は12,267千円の黒字となった。また、当期一般正味財産増減額は、前年度の9,159千円を上回り9,838千円となった。

正味財産増減計算書（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）（単位：円）

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産等運用益	8,357,486	8,357,502	△ 16
事業収益	201,190,903	174,659,934	26,530,969
受取補助金	105,779,849	90,242,333	15,537,516
雑収益	33,306	24,820	8,486
貸倒引当金等戻入	5,333,377	5,231,494	101,883
経常収益計	320,694,921	278,516,083	42,178,838
(2) 経常費用			
事業費	306,721,175	266,283,126	40,438,049
管理費	1,706,567	1,189,884	516,683
経常費用計	308,427,742	267,473,010	40,954,732
当期経常増減額	12,267,179	11,043,073	1,224,106
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	211,400	0	211,400
(2) 経常外費用			
経常外費用計	1	0	1
当期経常外増減額	211,399	0	211,399
税引前当期一般正味財産増減額	12,478,578	11,043,073	1,435,505
法人税、住民税及び事業税	2,640,400	1,884,000	756,400
当期一般正味財産増減額	9,838,178	9,159,073	679,105
一般正味財産期首残高	77,086,070	67,926,997	9,159,073
一般正味財産期末残高	86,924,248	77,086,070	9,838,178
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,000,000	3,000,000	0
指定正味財産期末残高	3,000,000	3,000,000	0
III 正味財産期末残高	89,924,248	80,086,070	9,838,178

(2) 資産及び負債等の状況

公社の保有する資産は、基本財産3,000千円のほか、特定資産の強化基金引当資産や、担い手育成基金引当資産など合計788,449千円である。現金預金等の流動資産が増加したことにより、資産の部は前年度末から41,743千円増加した。

負債の部は、長期借入金や事業未払金が減少したが、農地中間管理事業の長期預かり保証金が増加したことから、前年度末から31,904千円の増加となった。

これにより正味財産合計は89,924千円となり、前年度末から9,838千円増加した。

貸借対照表（令和6年3月31日現在）

（単位：円）

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産	125,556,572	85,985,343	39,571,229
2 固定資産			
基本財産	3,000,000	3,000,000	0
特定資産	655,903,014	655,459,538	443,476
退職給付引当資産	614,362	222,346	392,016
強化基金引当資産	148,343,710	148,324,765	18,945
担い手育成基金引当資産	506,944,942	506,912,427	32,515
その他固定資産	3,989,222	2,261,401	1,727,821
固定資産計	662,892,236	660,720,939	2,171,297
資産合計	788,448,808	746,706,282	41,742,526
II 負債の部			
1 流動負債	18,667,235	23,135,139	△ 4,467,904
2 固定負債			
長期借入金	121,793,000	127,793,000	△ 6,000,000
長期預り金	500,510,000	500,510,000	0
長期預り保証金	56,939,963	14,959,727	41,980,236
退職給付引当金	614,362	222,346	392,016
固定負債計	679,857,325	643,485,073	36,372,252
負債合計	698,524,560	666,620,212	31,904,348
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	3,000,000	3,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	3,000,000	3,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
2 一般正味財産	86,924,248	77,086,070	9,838,178
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	32,985,652	26,934,192	6,051,460
正味財産合計	89,924,248	80,086,070	9,838,178
負債及び正味財産合計	788,448,808	746,706,282	41,742,526

2 改革プランの実施状況について

令和5年度における改革プランの実施状況については、以下のとおりである。

(1) 農地中間管理事業の推進

○ 方針

- 「山梨県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づき、市町村・農業委員会・JA等と連携し、担い手への農地集積・集約化と荒廃農地の発生防止・解消の推進

○ 実施状況

- 公社が実施した農地の借り受け及び貸し付けの実績は、それぞれ328haと358haであった。

＜年度別の農地借入・貸付面積＞

年度	借受面積	貸付面積
平成26年度	63 ha	49 ha
平成27年度	215 ha	213 ha
平成28年度	144 ha	126 ha
平成29年度	268 ha	269 ha
平成30年度	198 ha	218 ha
令和元年度	186 ha	201 ha
令和2年度	209 ha	224 ha
令和3年度	207 ha	236 ha
令和4年度	287 ha	302 ha
令和5年度	328 ha	358 ha

(2) 担い手育成対策事業

○ 方針

- 関係機関と連携した就農支援体制の強化、農地集積と担い手育成の一体的な取り組み

○ 実施状況

- 就農希望者に対する就農相談対応に加え、県内外で就農相談会（県内：4回、県外・オンライン：8回）を開催し、247件（オンライン含む）の相談を受けた。相談者の希望や状況に応じて研修制度や支援制度等を紹介し、円滑な就農及び定着に向けた支援を行った。
- 農業啓発事業として、県内の小・中学校19校に対し、農作物栽培や収穫などの農業体験学習に対する助成を行った。
- 農業に関心や意欲のある中高年齢者を効果的に就農につなげるため、シニア世代を対象とした技術研修会（5コース、37名、57回）を開催した。
- 県内へ新規就農を希望する就農時50歳未満の者を支援するため、県が認定したアグリマスター等地域の先進農家のもとでの派遣研修と経営管理等の講義を組み合わせた長期研修（31名、派遣研修1,200時間以上、講義研修31回）を実施した。

(3) 県奨励品種等種苗の増殖、供給事業

○ 方針

- ・ 県の農作物奨励品種等に位置付けられているもののうち、種苗業者で生産が不足している醸造用甲州種ブドウと、県オリジナル品種であるサンシャインレッドの苗木生産と産地への供給

○ 実施状況

- ・ 醸造用甲州種は、県内のワイナリー、JA、生産農家等へ優良4系統の苗木1,386本を供給した。
- ・ サンシャインレッドは、県オリジナル品種のため、生産した1,240本の苗木の全量をJA全農やまなし県本部へ供給した。

(4) 農業の6次産業化に関する事業

○ 方針

- ・ 県産農産物の高付加価値化・産地のブランド化を図る農業の6次産業化のさらなる推進

○ 実施状況

- ・ 県より「やまなし農山村発イノベーションサポートセンター事業」を受託し、農業者に対する指導・助言及び延べ41回の専門家の派遣を行い、商品開発から販売に至るまでの支援を行った。

(5) 収益の確保と長期保有農地の売却差損に係る借入金の返済

○ 方針

- ・ 長期保有農地の売却差損に係る県からの無利子短期貸付は、借入金の償還金額を減額して返済
- ・ 土地改良事業や調査事業等の収益事業の積極的な受託、経営の合理化等の推進による財源の確保

○ 実施状況

- ・ 長期保有農地の売却差損に係る借入金について、令和5年度の期末残高は121,793千円で、前年度に比べ6,000千円の圧縮を図った。
- ・ 土地改良事業の積算業務のほか、リニア中央新幹線の構築物による農作物への影響調査業務、山梨県植物防疫協会の事務局業務を受託するとともに、経営の合理化を総合的に推進し、借入金の解消に努めた。

(6) 就農支援資金の早期回収

○ 方針

- ・ 延滞債務者への継続的な訪問による債権の早期回収と貸倒引当金の必要額の引当

○ 実施状況

- ・ 債務者や連帯保証人との交渉を行い、延滞者2名から125千円の納入を受け、返済残額は1,998千円となった。

(7) 経費節減の取り組み

- 方針
 - ・ 月額給与(5%)削減や管理職手当(10%)削減の継続と事務経費の節約
- 実施状況
 - ・ プロパー職員の月額給与5%カットのほか、事務経費の節約に努めた。

(8) 業務量に見合う人員・組織体制等の検討

- 方針
 - ・ 農地中間管理事業の業務量に応じ、業務遂行に必要な人員の配置等の検討
- 実施状況
 - ・ 令和4年度については職員の退職により実質2名の体制で業務を行ったが、令和5年度は欠員補充を行い、プロパー職員3名の体制で業務を行った。

経営健全化方針に基づく取組状況（令和6年度）

○法人名：公益財団法人 山梨県農業振興公社

○経営健全化方針を策定した理由

・本県では、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の将来負担比率に算入された額（県負担見込額）の状況等から、（公財）山梨県農業振興公社を含む経営が悪化していると判断された5法人（注1）について、弁護士、公認会計士、学識経験者等の外部の専門家を含めた「山梨県出資法人経営検討委員会」を設置し、改革の方向性等の検討を行い、その検討結果に基づき、「改革プラン」を策定し、必要に応じ改定を行ってきました。

・総務省通知「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成30年2月20日付け総財公第26号総務省自治財政局公営企業課長通知）により、相当程度の財政的リスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体は、抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化のための方針（以下「経営健全化方針」という。）の策定・公表が求められたところ、本県では、「公益財団法人山梨県農業振興公社改革プラン」に基づき、当該法人に対し、短期無利子資金の貸付、市中金融機関等からの借入金に対する損失補償等の財政的支援を行っていることから、（4）「その他、各地方公共団体において、経常収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要である法人」に該当するものと判断し、「公益財団法人山梨県農業振興公社改革プラン」を「経営健全化方針」としても位置付け、引き続き抜本的改革を推進することとしました。

（注1）山梨県土地開発公社、（公財）山梨県環境整備事業団、（公財）山梨県農業振興公社、山梨県住宅供給公社、（公財）山梨県林業公社（林業公社については平成28年度解散）

○財政的リスクの状況

	平成29年度決算 (注2)	令和4年度決算 (注3)	令和5年度決算 (注3)
損失補償、債務保証及び 短期貸付けの合計額（A）	146,337千円	133,793千円	127,793千円
標準財政規模（B）	261,114,964千円	268,591,078千円	270,856,606千円
実質赤字比率	3.75%	3.75%	3.75%
(A) / (B)	0.06%	0.05%	0.05%

（注2）経営健全化方針の策定が必要となった決算年度の数値

（注3）直近2年間の決算年度の数値

※ H27 年度改定したプランから
⇒時点修正：緑色
⇒新たな課題への対応：赤色

(公財)山梨県農業振興公社改革プラン - 概要 -

〔計画期間：H31～35 年度〕

資料 2

I 公社の概要

1 沿革

- S47年 (財)山梨県農地開発公社として設立
- H6年 (財)山梨県農業振興公社に名称変更
- H25年 公益財団法人に移行
- H26年 農地中間管理機構に指定

2 基本財産等の状況

- 基本財産 3,000千円 (県出資)

3 職員の状況

- 役員:2名、農地集積課:8名、基盤整備課:3名、就農支援センター:3名
合計:16名

4 主な事業

(1) 公益目的事業

- ①農地中間管理事業
 - ・担い手への農地集積を推進
- ②担い手育成対策事業
 - ア 就農相談活動 (就農支援センター事業)
 - ・就農希望者に対する就農相談
 - イ シニア世代就農促進事業
 - ・概ね50歳以上の就農希望者向けの技術研修等を実施
- ③県奨励品種等種苗供給対策事業
 - ・醸造用甲州の苗木の増殖と生産者への供給

(2) 収益事業

- ①土地改良事業の積算業務受託
- ②リニア中央新幹線の構造物による農作物影響調査の業務受託

5 財務の状況

(1) 収支の状況 (H29年度)

- ・正味財産期末残高 28,167千円
- ・当期収支差額 -1,219千円

(2) 長期借入金等 (H29年度)

- ・長期保有農地の売却差損等に係る借入金 148,063千円
- ・緊急雇用創出事業の委託料に係る長期未払金残高 28,524千円

II 経営の健全化に向けたこれまでの取り組みと課題

1 経営の健全化に向けたこれまでの取り組み

- (1) 人件費の縮減
 - ・プロパー職員の月額給与5%カット、管理職手当10%カットの実施等
- (2) 収益事業による収益の確保
 - ・土地改良事業の積算業務の積極的な受託
 - ・新規事業の導入 (H29:リニア中央新幹線の構造物による農作物影響調査の業務受託)
- (3) 緊急雇用創出事業に係る委託料の返還
 - ・再委託先である山梨県建設業協会の請負業者からの委託料返還

2 課題

- (1) 農地中間管理事業等の事業拡大に伴う業務量増加への対応
- (2) 経営の健全化に向けた一層の収益確保への対応
- (3) 長期保有農地の売却差損に係る借入金の計画的返済
- (4) 就農支援資金の延滞債務者からの返済金の早期回収

III 今後の方針

1 経営の健全化に向けた経費節減と業務の拡大

- ・事務経費等の節減の推進 (コピー用紙等の消耗品や通信費等の節減)
- ・新たな収益事業の導入 (農業団体の事務局の受託等)
- ・業務遂行に必要な人員の確保・組織体制等のあり方の検討

2 長期保有農地の売却差損に係る借入金の計画的返済

- ・緊急雇用創出事業に係る委託料の返還終了後、返済計画の見直し

3 就農支援資金の延滞債務者からの返済金の早期回収

- ・延滞債務者の訪問による債権の早期回収

（公財）山梨県農業振興公社の現状と今後の方針

－（公財）山梨県農業振興公社改革プラン（経営健全化方針）－

平成 31 年 3 月 改 定

山 梨 県

目 次

I	公社の概要等	1
1	沿革	1
2	基本財産等の状況	1
3	職員の状況	1
4	主な事業	2
5	財務の状況	4
II	経営の健全化に向けたこれまでの取り組みと課題	7
1	経営の健全化に向けたこれまでの取り組み	7
2	課題	8
III	今後の方針	9
1	計画期間	9
2	今後の方針	9
3	経営目標の評価	1 1
4	県の指導・監督	1 1
	(参考) 関係法令等	1 2

I 公社の概要等

1 沿革

(公財)山梨県農業振興公社(以下「公社」という。)は、農業経営の基盤強化と、農地の有効利用を促進するため、昭和47年に県の全額出資により設立された「(財)山梨県農地開発公社」を前身とし、農業経営基盤強化促進法(以下「基盤強化法」という。)の施行に伴い、平成6年に(財)山梨県農業振興公社に変更された。

その後、平成13年には「(社)山梨県農業後継者育成基金協会」を統合し、平成19年には就農支援センターを開設して農業後継者の育成・確保のための業務も行っている。

更に、公社は平成25年7月1日に公益財団法人へ移行するとともに、平成26年3月19日に「農地中間管理事業の推進に関する法律」(以下「農地中間管理事業法」という。)に基づき、県は、農地中間管理機構(以下「機構」という。)として指定した。

2 基本財産等の状況

(1) 基本財産 3,000千円(県：全額出資)

(2) 農地保有合理化促進事業強化基金 148,500千円(県：全額出資)

運用方法：国債 運用収益 1,634千円(H29)

(3) 農業後継者育成基金 507,111千円

県	： 300,000千円
市 町 村	： 100,000千円
農業団体	： 100,510千円
そ の 他	： 6,601千円

運用方法：国債 運用収益 6,837千円(H29)

※(1)～(3)の基本財産等の県の出資合計は451,500千円で、出資割合は68.6%となっている。

3 職員の状況

平成26年度から新たに農地中間管理事業の開始に伴い、県派遣職員を1名増員し、事務局長と基盤整備課長の2名とした。

平成29年度には、常勤役員(理事長)に県職員OBを配置するとともに、農地中間管理事業の業務量の増加に伴い、プロパー職員1名及び嘱託職員1名を増員した。また、県奨励品種等種苗供給対策事業の導入により嘱託職員1名を採用した。

平成30年度には、新たにシニア世代就農促進事業の導入により臨時職員1名を採用し、農地集積課8名、基盤整備課4名(兼務1名)、就農支援センター3名の16名の体制となっている。

表1 職員数の推移

(単位：人)

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
常 勤 役 員	1	1	1	1	2	2
県派遣職員	1	2	2	2	2	2
プロパー職員	2	2	2	2	3	3
嘱 託 職 員	4	5	5	4	7	7
臨 時 職 員	1	1	2	2	1	2
計	9	11	12	11	15	16

4 主な事業

(1) 公益目的事業

①農地中間管理事業

ア 事業内容

- ・農地中間管理事業は、農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性の向上に資することを目的としている。
- ・「農地中間管理事業の推進に関する法律第4条」に基づき、農地の利用の効率化、高度化を目的に、都道府県に一つ限りとし、県が指定することとされており、県は、(公財)山梨県農業振興公社を農地中間管理機構として指定した。
- ・農地中間管理機構は、経営を縮小又はリタイアする農家から農地を借り受け、新規就農者や経営を拡大する農家などの担い手に転貸を行う。また、担い手が、まとまりのある形で農地を利用できるよう、農地の区画整理や耕作放棄地の再生作業等の条件整備を行う。
- ・農地中間管理事業の一部の業務のうち、農地の貸し手の掘り起こしや借受け希望者とのマッチング等について、市町村、JA等に委託を行っている。

イ 実 績

- ・貸借面積は増加傾向にあり、平成29年度の借入面積・貸付面積は、これまでの4年間で最高の実績となっている。

表2 農地中間管理事業の貸借実績

(単位：ha)

年 度	H26	H27	H28	H29	計
借入面積	63	215	144	268	690
貸付面積	49	213	126	269	657

※借入面積と貸付面積が一致しないのは、年度をまたいで借入と貸付が行われたため

②担い手育成対策事業

<就農相談活動（就農支援センター）>

ア 事業内容

- ・農業従事者の高齢化や担い手の不足、さらに耕作放棄地の増加、生産量の減少などが問題となる中、本県農業の維持・発展を図るために意欲ある担い手を確保・育成する。
- ・都道府県は、農業経営基盤強化法第14条の11により、新たに就農をしようとする青年等の就農相談、就農に関する情報の提供、その他の援助を行う拠点として「青年農業者等育成センター(就農支援センター)」の設置に努めることとされており、本県では、(公財)山梨県農業振興公社に設置されている。
- ・就農支援センターは、ワンストップ窓口として、就農に必要な農業技術の習得や、農地・機械の確保、資金の調達などについて、就農希望者からの相談に乗っている。また、県内外から広く新規就農者を確保するため、県内外で就農相談会を実施している。

イ 実績 (H29年度)

・就農相談件数	248件	〔	就農支援センター窓口	101件
			就農相談会 (12回)	147件

<シニア世代就農促進事業>

ア 事業内容

- ・農業に関心のある中高年齢者を就農につなげ、新規就農者の確保を図るため、平成30年度から、概ね50歳以上のシニア世代を対象に、果樹・野菜の農業技術研修や就農促進セミナー等の開催とともに、就農促進PR動画・リーフレットの作成等の取り組みを行っている。

<その他の事業>

ア 農業後継者育成基金による担い手育成支援

- ・農作物の栽培体験に取り組む小中学校の活動や就農者を指導する指導農業士や就農者の相談に応じる青年農業者等が組織する団体の活動に対して助成を行っている。
(小中学校への助成 H29：18校 461千円)
(団体への助成 H29：2団体 245千円)

イ 無料職業紹介所

- ・平成19年11月に厚生労働大臣の事業許可を得て、同年12月1日から業務を開始し、無料職業紹介業務を行っている。
- ・平成29年度には農地所有適格法人等に59件を紹介した。

ウ 就農支援資金貸付事業

- ・平成7年度から平成9年度にかけて、県から90,000千円の資金貸付を受け、平成7年度から平成20年度までに認定就農者等に対し、就農研修資金(50件、60,350千円)及び就農準備資金(25件、40,057千円)の貸付を実施した(平成25年度に貸付終了)。
- ・貸し付けた農業者の経営の悪化等により、就農支援資金の返済金の延滞が発生したため、訪問による債権回収に努めてきた。
- ・平成29年度末の延滞債務者は3名となっている。

③県奨励品種等種苗供給対策事業

- ・平成29年度から県産ワインの更なる品質向上を図るため、「山梨ワイン産地確立推進計画」推進連絡会議が指定した甲州推奨3系統の苗木の生産・供給の取り組みを実施している。なお、平成30年12月には、ワイナリー(23社)、J A(2団体)、農家(9名)へ1,141本の苗木を供給した。

(2) 収益事業

①土地改良事業の積算業務受託

- ・県農務事務所が発注する鳥獣害防止柵設置工事等の積算業務を受託している。
- ・平成29年度 受託件数 8件

②リニア中央新幹線の構造物による農作物への影響調査の業務受託

- ・平成29年度から公社がJ R東海と県との三者協定を締結し、「リニア中央新幹線の構造物による農作物への影響調査」について、業務を受託した。
- ・平成29年度からリニア高架橋建設により日陰が生じる農地について、農作物の収穫量や品質への影響について調査を実施している。

5 財務の状況(経営状況、財政的リスクの現状)

(1) 収支の状況

- ・公社の運営は、国・県からの補助金、基本財産等の運用収入、農地の売買手数料で行ってきた。しかし、金利の低下により運用益が落ち込むとともに、農地売買が中心の農地保有合理化促進事業から農地貸借が中心の農地中間管理事業への移行に伴い、売買手数料が減少している。
- ・また、長期保有農地の売却差損に係る借入金の県への返済を進める中、新たに会計検査院から不適当な支出であると指摘された緊急雇用創出事業の委託料を県へ返還することとなった。
- ・このため、公社では、人件費の削減など経営の合理化や、新規事業の導入による収益の確保などに取り組み、収支の改善に努めてきた。

- ・平成26年度末以降の正味財産の状況及び収支の状況は、表3、表4のとおりである。
- ・平成27年度の正味財産期末残高の大幅な減少は、平成26年度に会計検査院から不適当な支出であると指摘された緊急雇用創出事業の県への返還金を経常外費用に計上したことによるものである。
- ・収支は赤字で推移しており、平成27年度の6,385千円をピークに、その後は減少している。

表3 正味財産の状況 (単位：千円)

年度	正味財産期末残高
H26	50,057
H27	3,311
H28	14,983
H29	28,167

表4 収支の状況

(単位：千円)

年度	収入	支出	当期収支差額
H26	452,844	454,571	-1,727
H27	435,733	442,118	-6,385
H28	451,739	454,928	-3,189
H29	461,917	463,136	-1,219

※ 表4の平成26年度の収入には、山梨県監査委員事務局が行った財政的援助団体等監査において過剰な引き当てと指摘された特定資産を取り崩した4,189千円が含まれる。

(2) 長期借入金等の状況 (平成29年度末合計残高 176,587千円)

ア 農地保有合理化促進事業借入金

- ・平成2年度から平成12年度に取得した農地については、農地価格の下落や担い手である農業者の減少などにより計画的な売却が図られず、買入農地の保有期間が長期化し、借入利息の負担や売却差損が発生していた。そのため、長期保有農地の早期売却に向け取り組むとともに、処分後の売却差損額278,743千円については、表5のとおり公社負担46,935千円と国の助成金71,015千円により縮減し、最終的な差損額は160,793千円となった。
- ・売却に伴う差損に対する金利負担を抑制するため、県から短期無利子資金を借り入れているが、毎年公社の収益でこれを縮減しており、平成29年度末の借入額は142,793千円となっている。

表5 長期保有農地の売却完了時点 (H23.3.31) での売却差損額

(単位：千円)

簿 価	売 却 額	国助成金	公社負担額	売却差損額
446,954	168,211	71,015	46,935	160,793

※ 売却差損額 = 簿価 - (売却額 + 国助成金) - 公社負担額

イ 農地買入資金

- ・農地の買入れのための借入資金である。現在、公社は販売が確実な農地のみを買入れ対象とするとともに、保有している間の値下りリスクを避けるため、短期間での農地売買を行っている。平成29年度には、0.03haの農地の買入れに際し、2,482千円を借入れ、2,482千円を返済している。

ウ 小作料前払資金

- ・平成25年度まで実施していた農地保有合理化促進事業では、土地の所有者から一括前払いで農地を借り受ける制度があり、この際、前払いに要する資金（小作料前払資金）を（公社）全国農地保有合理化協会から借り入れている。
- ・毎年、農地の借り受け者から徴収する賃借料を原資として返済を行っており、平成29年度の残高は2,544千円となっている。なお、計画通り償還することができれば、平成34年度には償還が終了する。

エ 就農支援資金貸付金借入金

- ・就農支援資金は、県から無利子で借入れた資金を、県が認定した就農者に無利子で貸し付けるための資金であり、平成7年度から平成9年度までに90,000千円を借入れており、平成29年度末の残高は2,726千円となっている。なお、平成30年10月に完済した。

オ 緊急雇用創出事業の委託料に係る長期未払金の返還

- ・会計検査院による平成26年度決算検査報告において、平成23年度に公社が県から受託した緊急雇用創出事業について、委託料が過大な支出と指摘され、公社は、委託料の一部である50,710千円を県に返還することとなった。
- ・平成28年度から県への返還金の約1/2の負担を再委託先である（一社）山梨県建設業協会の請け負った業者からの分割で返還金を受け入れ、公社の返還分と合わせて、県へ返還している。
- ・平成29年度末の返還金の残高は、28,524千円となっている。

Ⅱ 経営の健全化に向けたこれまでの取り組みと課題

1 経営の健全化に向けたこれまでの取り組み

公社は、長期保有農地について、金利負担を抑制するため、県から短期無利子資金を借り入れるとともに、早期売却に向けて取り組みを強化し、平成22年度までに売却を完了した。

また、公社では、これまでに単年度収支の黒字化を図るため、国や県等の行う様々な事業を取り込み、収支改善に努めるとともに、人件費など経費の削減や事業内容の見直しなどに取り組み、経営健全化を図ってきた。

(1) 人件費の縮減

- ・平成17年度からプロパー職員の月額給与5%カット及び管理職手当10%カットの実施を引き続き行っており、人件費の抑制を図っている。
- ・また、平成25年7月から平成26年3月までの間は、「山梨県職員の給与等の臨時特例に関する条例」に準じて、7.77%の削減を実施した。

(2) 収益事業による収益の確保

ア 土地改良等の積算業務の受託

- ・収益事業として「土地改良等受託事業」を位置付け、県が発注する鳥獣害防止柵設置工事等の積算業務を受託してきた。

イ 新規事業の導入

- ・平成29年9月に、公社・JR東海・県で3者協定を締結し、「リニア中央新幹線の構造物による農作物への影響調査」について、公社が業務を受託し、リニア高架橋建設により日陰が生じる農地について、農作物の収穫量や品質への影響調査を行ってきた。

(3) 緊急雇用創出事業の委託料に係る長期未払金の返還

ア 委託料に係る長期未払金の返還計画

- ・平成26年度の会計検査で、緊急雇用創出事業において不適当な支出であると指摘された委託料の県への返還は、一括での返還が困難であるため、地方自治法に基づき、履行延期手続きが行われ10年間の分割納付が認められた。この間は、委託料の返還を優先して行うこととし、長期保有農地の売却差損に係る県からの無利子短期貸し付けについては、借入金の返済金額を500万円から100万円に減額することとなった。

イ 再委託先から委託料の返還

- ・緊急雇用創出事業の委託料の返還については、再委託先である（一社）山梨県建設業協会にも応分の責任があるとして、県返還金の約1/2の負担を協会内の請け負った業者が一括または5年分割で返還することとなり、平成28年度から請負業者からの返還金を受け入れ、公社の返還分と合わせて、県へ返還している。

2 課題

(1) 農地中間管理事業等の事業拡大に伴う業務量増加への対応

- ・これまで、農地中間管理事業の事業量の増大や、新たな事業の導入に必要な人員の確保や組織体制の見直しを行ってきたが、今後も、業務量に応じて、人員の確保・組織体制等のあり方を検討していく必要がある。

(2) 経営の健全化に向けた一層の収益確保への対応

- ・引き続き、事務経費等の削減に努めていくとともに、収益を確保し、借入金等を計画的に返済するため、新たな収益事業の導入を検討する必要がある。

(3) 長期保有農地の売却差損に係る借入金の計画的返済

- ・長期保有農地の売却差損に係る借入金の返済については、平成56年度（2044年）が完済予定となっているが、毎年、収益を確保し、計画的に返済する必要がある。

(4) 就農支援資金の延滞債務者からの返済金の早期回収

- ・延滞債務者や連帯保証人と交渉し、返済金の回収に努めており、平成29年度に1名が完済したが、平成29年度末の延滞債務者は3名となっている。

Ⅲ 今後の方針（経営の健全化に向けて）

今後、農業従事者の高齢化や担い手の不足などにより耕作放棄地の増大が予想される。その一方で、産業構造の変化に対応するための新たな事業展開を農業に求める企業や、本県の豊かな自然環境に魅力を感じて、新たに農業経営を目指す就農希望者が増加している。

こうした新たな農業の参入者と農地の所有者とをマッチングし、流動化を促進する農地中間管理機構の役割は益々重要となる。また、本県農業の担い手として育成が必要な就農希望者に対する支援体制の強化も求められている。

これまで行ってきた経費節減や経営改善など、経営健全化の取り組みをさらに進めていくとともに、限られた人員で最大限の事業を行うために、これまで蓄積してきたノウハウを活かし、職員の意識を高め、農地集積及び担い手の育成のための事業に積極的に取り組む体制づくりを行う。更に、公益法人として本県農業の振興を図るため、県と連携した事業拡大に取り組んで行く。

1 計画期間

本改革プランの計画期間は、平成31年度（2019年度）～平成35年度（2023年度）までの5年間とする。

2 今後の方針

(1) 経営の健全化に向けた経費節減と業務の拡大

- ・現在実施しているプロパー職員の月額給与5%カットや管理職手当10%カットを継続するとともに、コピー用紙等の消耗品や通信費等の事務経費の節減に努める。
- ・収益の確保を目指すための新たな収益事業の導入に向けて検討する。
- ・農地中間管理事業の事業量の増大や新たな事業の導入に伴い、プロパー職員の業務量の増加や専門的な知見が求められる中で、プロパー職員の年齢構成を考慮し、業務遂行に必要な人員の確保・組織体制等のあり方を検討する。

(2) 長期保有農地の売却差損に係る借入金の計画的返済

- ・平成32年度に緊急雇用創出事業の委託料に係る長期未払金の返還を完済した後に、公社の経営分析等を行い、その状況によっては、県への借入金の返済計画の見直しを行う。

表6 緊急雇用創出事業の委託料に係る長期未払金の返還計画

(単位：千円)

年 度		H28	H29	H30	H31	H32
期首残高		50,710	37,794	28,524	19,254	9,984
返還額	公社	5,070	5,070	5,070	5,070	4,957
	業者	7,846	4,200	4,200	4,200	5,027
期末残高		37,794	28,524	19,254	9,984	0

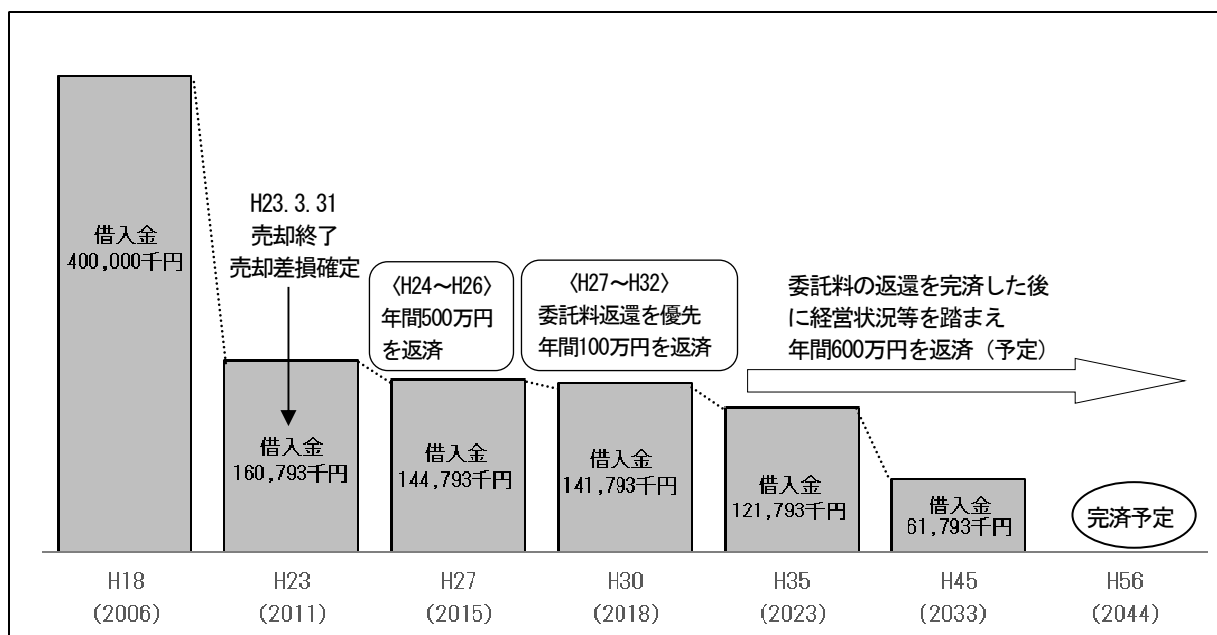
表7 長期保有農地の売却差損に係る借入金の返済計画

(単位：千円)

年 度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
期首残高	144,793	143,793	142,793	141,793	140,793	139,793	133,793	127,793
返 済 額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	6,000	6,000
期末残高	143,793	142,793	141,793	140,793	139,793	133,793	127,793	121,793

※ この計画で返済できれば平成56年度（2044年）に完済となる。

図1 長期保有農地の売却差損に係る借入金の期末残高



(3) 就農支援資金の延滞債務者からの返済金の早期回収

- ・就農支援資金の返済金の延滞については、債務者等への訪問を継続的に行うことや、関係機関とも連携しながら、農業経営の安定化に向け助言等を行うことにより、延滞者からの返済金の早期回収に努める。
- ・これと併せて、最終的に回収できなかった場合に備え、公社経営に支障を生じさせないように、貸倒引当金を積立てていく。

3 経営目標の評価

公社が改革プランに基づき策定する経営計画の実施状況について、毎年度、経営状況の確認と評価を行い、併せて公社のホームページで情報を公開する。

4 県の指導・監督

山梨県出資法人等指導監督要綱に基づき、公社の自主性を尊重する中で適切な事業執行を行い、抜本的な改革を含む経営の健全化が図られるよう公社の事業の実施や財務状況などについての指導・監督の強化を行っていく。

(参考)

関係法令等

農地中間管理事業法 第2条 第3項

この法律において「農地中間管理事業」とは、農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る。）を事業実施地域として次に掲げる業務を行う事業であつて、この法律で定めるところにより、農地中間管理機構が行うものをいう。

- 一 農用地等について農地中間管理権を取得すること。
- 二 農地中間管理権を有する農用地等の貸付け（貸付けの相手方の変更を含む。第18条第7項において同じ。）を行うこと。
- 三 農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務を行うこと。
- 四 農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行うまでの間、当該農用地等の管理（当該農用地等を利用して行う農業経営を含む。）を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

農地中間管理事業法 第4条

都道府県知事は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあつては地方公共団体が総社員の議決権の過半数を有しているもの、一般財団法人にあつては地方公共団体が基本財産の額の過半を拠出しているものに限る。）であつて、農地中間管理事業に関し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、都道府県に一を限って、農地中間管理機構として指定することができる。

- 一 職員、業務の方法その他の事項についての農地中間管理事業に係る業務の実施に関する計画が適切なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
- 二 役員の過半数が、経営に関し実践的な能力を有する者であると認められること。
- 三 農地中間管理事業の運営が、公正に行われると認められること。
- 四 農地中間管理事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによって農地中間管理事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 その他農地中間管理事業を適正かつ確実に行うに足りるものとして農林水産省令で定める基準に適合するものであること

農地中間管理事業法 第19条

農地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定める場合には、市町村に対し、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力を求めるものとする。

- 2 農地中間管理機構は、前項の場合において必要があると認めるときは、市町村に対し、その区域に存する農用地等（農地中間管理機構が農地中間管理権を有するものに限る。）について、前条第1項及び第2項の規定の例により、同条第4項各号のいずれにも該当する農用地利用配分計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる。

農業経営基盤強化促進法 第5条

都道府県知事は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定めるものとする。

同条 第3項

都道府県知事は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進する必要があると認めるときは、基本方針に、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る。）を事業実施地域として農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が行う第7条各号に掲げる事業の実施に関する事項を定めるものとする。

農業経営基盤強化促進法 第7条

農地中間管理機構は、基本方針に第5条第3項に規定する事項が定められたときは、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）のほか、次に掲げる事業を行う。

- 一 農地売買等事業（農用地等の借受けを除く。以下この条において同じ。）
- 二 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業
- 三 第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画（第13条第1項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第3項第2号及び第11条の11第3項第3号において同じ。）に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）に対し農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- 四 農地売買等事業により買い入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

農業経営基盤強化促進法 第11条の11

第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く。）は、第6条第5項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）の区域（市街化区域を除く。）の全部又は一部を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地利用集積円滑化事業の実施に関する規程（以下「農地利用集積円滑化事業規程」という。）を定め、同意市町村の承認を受けなければならない。

- 2 前項の農地利用集積円滑化事業規程においては、事業の種類、事業実施地域及び事業の実施方法に関して農林水産省令で定める事項を定めるものとする。
- 3 同意市町村は、農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第1項の承認をするものとする。
 - 一 基本構想に適合するものであること。

- 二 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
- 三 第12条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
- 四 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
- 4 同意市町村は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について第1項の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経なければならない。
- 5 同意市町村は、第1項の承認を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を公告しなければならない。

農業経営基盤強化促進法 第14条の11

都道府県は、新たに就農をしようとする青年等及び青年等（第4条第2項第3号に掲げる者を除く。）をその営む農業に就業させようとする農業者並びにこれらの者の関係者からの青年等の就農に関する相談に応じ、並びに当該者に対し、青年等の就農に関する情報の提供その他の援助を行う拠点（次条第1項において「青年農業者等育成センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

公益法人認定法 第14条

公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

公益法人認定法 第18条

公益法人は、次に掲げる財産（以下「公益目的事業財産」という。）を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 四 公益認定を受けた日以後に行つた収益事業等から生じた収益に内閣府令で定める割合を乗じて得た額に相当する財産

公益法人認定法施行規則 第24条

法第18条第4号の内閣府令で定める割合は、百分の五十とする。

地方自治法施行令第171条の6

普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。（略）

- 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付けを行なつた場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

〔別紙1〕

山梨県農業振興公社の収支計算書

(単位:千円)

	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2	H 3 3	H 3 4	H 3 5
I 事業活動収支の部										
1 事業活動収入	137,917	133,928	131,253	168,658	216,557	233,084	247,652	262,402	278,152	292,492
(1) 基本財産運用収入	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
(2) 特定資産運用収入	9,446	7,624	8,399	8,471	8,471	8,471	8,471	8,471	8,471	8,471
(3) 事業収入	59,340	56,519	52,968	78,646	124,933	136,460	150,528	164,778	180,028	193,868
(4) 補助金収入	68,602	69,131	69,151	79,183	80,772	85,772	86,272	86,772	87,272	87,772
(5) 雑収入	528	653	734	2,358	2,381	2,381	2,381	2,381	2,381	2,381
2 事業活動支出	131,744	125,786	123,453	157,936	212,795	225,329	239,143	254,085	269,745	284,265
(1) 事業費支出	131,101	125,041	122,511	157,503	212,145	224,679	238,493	253,435	269,095	283,615
(2) 管理費支出	643	745	942	433	650	650	650	650	650	650
事業活動収支差額	6,173	8,142	7,800	10,722	3,762	7,755	8,509	8,317	8,407	8,227
II 投資活動収支の部										
1 投資活動収入	4,189	0	20,199	0	0	0	0	0	0	0
(1) 特定資産取崩収入	4,189	0	20,199	0	0	0	0	0	0	0
2 投資活動支出	505	1,640	20,199	300	300	600	600	900	900	900
(1) 特定資産取得支出	505	1,640	20,199	300	300	600	600	900	900	900
投資活動収支差額	3,684	-1,640	0	-300	-300	-600	-600	-900	-900	-900
III 財務活動収支の部										
1 財務活動収入	310,738	301,805	300,287	293,259	290,369	287,879	286,524	274,497	262,497	249,838
(1) 借入金収入	308,260	297,260	290,220	287,415	285,308	283,178	280,996	273,996	261,996	249,586
(2) 委託料返還収入	0	0	7,846	4,200	4,200	4,200	5,027	0	0	0
(3) 就農支援返還収入	2,478	4,545	2,221	1,644	861	501	501	501	501	252
2 財務活動支出	322,322	314,692	311,276	304,900	299,579	294,698	293,330	281,345	269,468	257,057
(1) 借入金返済支出	321,438	313,461	297,375	293,867	289,034	284,178	281,996	279,996	267,996	255,586
(2) 委託料返還	0	0	12,916	9,270	9,270	9,270	9,984	0	0	0
(3) 法人税等	884	1,231	985	1,763	1,275	1,250	1,350	1,349	1,472	1,471
財務活動収支差額	-11,584	-12,887	-10,989	-11,641	-9,210	-6,819	-6,806	-6,848	-6,971	-7,219
当期収支差額	-1,727	-6,385	-3,189	-1,219	-5,748	336	1,103	569	536	108
前期繰越収支差額	65,226	63,499	57,114	53,925	52,706	46,958	47,294	48,397	48,966	49,502
次期繰越収支差額	63,499	57,114	53,925	52,706	46,958	47,294	48,397	48,966	49,502	49,610

表1 平成29年度正味財産増減計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産等運用益	8,472	8,400	72
事業収益	78,647	52,967	25,680
受取補助金	79,183	69,151	10,032
雑収益	183	201	△ 18
貸倒引当金等戻入	2,175	533	1,642
経常収益計	168,660	131,252	37,408
(2) 経常費用			
事業費	157,504	125,052	32,452
管理費	433	942	△ 509
経常費用計	157,937	125,994	31,943
投資有価証券評価益	0	69	△ 69
投資有価証券評価損	0	904	△ 904
当期経常増減額	10,724	4,423	6,301
2 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	4,223	8,233	△ 4,010
(2) 経常外費用			
当期経常外増減額	4,223	8,233	△ 4,010
税引前当期一般正味財産増減額	14,946	12,656	2,290
法人税、住民税及び事業税	1,763	985	778
当期一般正味財産増減額	13,184	11,671	1,513
当期一般正味財産期首残高	11,983	312	11,671
一般正味財産期末残高	25,167	11,983	13,184
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金	79,183	69,151	10,032
基本財産等受取利息	1,635	1,601	34
一般正味財産への振替額	80,818	70,751	10,067
当期指定正味財産増減額	0	0	0
当期指定正味財産期首残高	3,000	3,000	0
指定正味財産期末残高	3,000	3,000	0
III 正味財産期末残高	28,167	14,983	13,184

表2 貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産	69,512	73,955	△ 4,443
2 固定資産			
基本財産	3,000	3,000	0
特定資産	655,594	655,152	442
強化基金引当資産	148,230	148,208	22
担い手育成基金引当資産	506,750	506,712	38
退職給付引当資産	614	232	382
その他固定資産	15,064	15,817	△ 753
固定資産計	673,658	673,969	△ 311
資産合計	743,170	747,924	△ 4,754
II 負債の部			
1 流動負債	26,289	26,319	△ 30
2 固定負債			
長期借入金	148,063	157,624	△ 9,561
退職給付引当金	614	232	382
長期預り金	500,510	500,510	0
長期預り保証金	11,004	10,463	541
長期未払金	28,524	37,794	△ 9,270
固定負債計	688,714	706,623	△ 17,908
負債合計	715,003	732,941	△ 17,938
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	3,000	3,000	0
(うち基本財産への充当額)	(3,000)	(3,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2 一般正味財産	25,167	11,983	13,184
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(25,167)	(11,983)	(13,184)
正味財産合計	28,167	14,983	13,184
負債及び正味財産合計	743,170	747,924	△ 4,754